

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年5月27日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800197 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900006 号

第 1 結論

平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 4 月 1 日まで

私の国民年金保険料の納付は、父親が毎月きちんと自宅近くのコンビニで支払い、現在も変わりなく支払いを続けている。しかし、請求期間の国民年金保険料が未納とされており、何らかの間違いが生じたのではないかと。請求期間を国民年金の保険料納付期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の父親は、自宅近くのコンビニエンスストアで請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していた旨陳述しているところ、日本年金機構は、コンビニエンスストアにおける国民年金保険料の収納記録の照会には納付書のバーコード情報が必要だが、納付書のバーコード情報の保存期間は、領収済通知書の発行年度より最大 4 年度となっており、請求者の請求期間に係る納付書のバーコード情報は保存期間を経過しているため、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の収納確認を行うことができない旨回答している。

また、請求者の父親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は自身が納付し、当該国民年金保険料に係る領収書は自身の確定申告の際使用した旨陳述しているところ、A 市が提出した請求者の父親に係る平成 21 年分及び平成 22 年分の所得税の確定申告書には、社会保険料控除の欄に国民年金保険料の記載はなく、平成 23 年分に係る所得税の確定申告書の社会保険料控除欄には、国民年金支払保険料は 135,180 円と記載されており、この額はオンライン記録で納付済みとされている請求者の平成 23 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料合計額と一致する。なお、請求期間直前の平成 20 年分に係る所得税の確定申告書の社会保険料控除欄には、国民年金支払保険料は 171,990 円と記載されており、この額はオンライン記録で納付済みとされている請求者の平成 20 年 1 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料合計額と一致する。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800461 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900007 号

第 1 結論

昭和 53 年 1 月 21 日から同年 9 月 25 日までの請求期間及び昭和 55 年 8 月 1 日から昭和 57 年 6 月 7 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月 21 日から同年 9 月 25 日まで
② 昭和 55 年 8 月 1 日から昭和 57 年 6 月 7 日まで

請求期間について、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。しかしながら、請求期間の国民年金の記録がないので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時、国民年金保険料の収納に関する事務は、国民年金の記号番号により管理されていたところ、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号(*)は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 63 年 6 月 14 日に払い出されたことが確認できるものの、それより前に請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はない。

また、A 市の保管する国民年金被保険者名簿及び前述の年金手帳において、請求者が初めて国民年金の被保険者となった日は、いずれも昭和 62 年 4 月 1 日と記録されている上、A 市役所は、請求者の請求期間に係る「国民年金の加入及び納付記録については、確認できません」と回答していることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900006号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1900009号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成18年1月7日から同年同月10日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年1月7日から同年同月10日まで

前回、平成17年12月1日から平成18年1月10日までの期間について、A社における厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、平成18年1月7日から同年同月10日までの期間については年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定通知を受け取った。

しかし、私がA社を退職することを決めたのは、病気で入院した平成18年1月9日以降であるため、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

前回、請求者は、平成30年4月10日付けで、平成17年12月1日から平成18年1月10日までの期間について訂正請求を行っているところ、i)平成17年12月1日から平成18年1月7日までの厚生年金保険被保険者期間については、請求者が提出した給与支払明細書及びA社の回答により、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成17年12月1日、喪失年月日を平成18年1月7日に訂正する必要があるとし、ii)平成18年1月7日から同年同月10日までの期間については、請求者の勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、既に平成30年9月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、B病院へ入院した日が判明したとして、同院に係る受診状況等証明書を提出し、平成18年1月7日から同年同月10日までの期間について、再度訂正請求を行っているものである。

前述の受診状況等証明書、A社の回答及び同社の担当者の陳述並びに請求期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答及び陳述により、請求者は、請求期間において同社における厚生年金保険被保険者資格の要件を満たしていたものと認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を平成18年1月7日から同年同月10日に訂正することが必要である。